

賀茂注進雜記講読抜書二題 その二

聖神寺由緒書抜粹

藤木 文雄

賀茂県主氏は、神社が、大化前代は県神社、大化改新後の官社の地方大社、そして平安遷都後は賀茂皇太神宮として時代ごとに名と性格を代えてゆく中で、明治四年にいたるまで一貫して賀茂大神の祭祀に携わってきた。いっぽう、他の地方豪族同様に早くから神仏習合が進んだ。その形跡は奈良時代の正倉院文書等の記録のなかに看取することができる。

各豪族は古墳の築造が終わると同時に氏神と並んで氏寺を建立した。賀茂氏も同様で、特に中古以降歴代神主は崇仏にも篤く多数の神宮寺や經所、經堂、堂塔が境内、門前の社家町をはじめ境内六郷に神主の開基で創建されている。なかでも藤木重保の最長寿寺をはじめとし、鳥居幸平の妙觀寺、松下能久の神光院、石水院、井関經久の正伝寺などが名高い。これらの寺院は膝下神領のなかに寺領が安堵され社家に並んで多くの供僧が勤行に携わった。これらの仏教施設は明治初年の廢仏毀釈で跡形もなく姿を消し、社僧も還俗した。

なかでも聖神寺は賀茂最古で最高の寺格を誇る存在であった。以下に聖神寺の記事を収録して略年譜に纏めた。一体聖神寺とはどのような寺院であったのかを追跡してみたい。

(I) 聖神寺略年譜

年 代	事跡または記録の内容	記録の名	摘要
イ 朱鳥 5 年 [*] (690) ₁	禰宜男床・聖神寺建立本願草創	賀茂社務補任記	
ロ 弘仁 11 年(820)	禰宜男床聖神寺造立	同上(以下社務記)	
ハ 天長 2 年(825)	禰宜広友聖神寺縁起を書き置く	同上	
ニ 承和 4 年(837)	鎮護國家祈願大般若經転読 20ヶ寺の一	続日本後記 4・25 条	
ホ 貞觀 6 年(864) ₂	太皇太后職 [*] 、勅旨田・攝津国河辺郡山本郷蕨野 45 町 9 段余聖神寺仏聖供灯油料に寄進	社務記、賀茂禰宜神主系図	米谷庄是也 ₃
ヘ 元慶 2 年(878)	四月廿九日 ^甲 一百の講座を設け仁王般若經を説かしむ京師御在所より始て聖神寺に至る	三代実録(卷第卅三 陽成天皇)	
ト 延喜 5 年(905)～ 康保 4 年(967)	① 盆供 およそ七月十五日盂蘭盆供養諸寺に送る中略 事大膳式に見ゆ ②仁王会 およそ天皇即位則ち仁王般若經講説一百講座を設く(近京諸寺之を行う) ③聖神寺季料(常住寺これに準ず)、佛聖二座別日采料(内容略)、右季別隨月大小、誂うを受けて寺家に送入す ④七寺盆供養料(東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺)大藏省の弁、史官、大舎人が専当し送らせた	①延喜式太政官(巻第十一) ②延喜式玄番寮 仁王会(巻第廿一) ③延喜式大膳職下 (巻第卅三) ④同上	東西寺 は東寺 と西寺

チ	大治元年(1126)	今日右大臣仗座に参り <u>一代一度仁王会</u> の事を定め申さる。東西寺、聖神寺各三口	永昌記正月廿九日条(崇徳天皇即位)	
リ	嘉応元年(1169)	下官参内、 <u>一代一度仁王会</u> 定む也、中略、三十六堂あるべしてへり(寺院には東寺、西寺、聖神寺の三ヶ寺の名がある)	兵範記十月廿八日条(高倉天皇即位)	
ヌ	宝徳三年(1451)	・西祖庵(尼寺、聖神寺)中村・河上郷内計四筆・五反半、・中坊(聖神寺)小山・河上郷内十筆九反余、・聖神寺・河上郷一反	賀茂別雷神社宝徳三年中村・小山・河上郷じからみ帳	天文検地帳には消失
ル	文明五年(1473)	賀茂神主敏平來り曰く「神光院申さる聖神寺領の田地の事、妙観院知行の跡として飯尾加賀守横領す」	親長卿記七月廿一日条	
オ	文明九年(1477) [*]	今日賀茂競馬也 ^{六日} 、室町殿御成り御見物御棧敷觀音堂に構えらる	長与宿禰記五月廿二日条	
ワ	永正四年(1507)	米谷庄は文徳天皇御夢想の告げより御寄進の地、中略、近年一向に押領言語道断の次第也、所詮御館様へ了細を申上げ知行を全して御祈の精誠を弥致さむが為の言上件の如し	賀茂注進雜記第八神領所引、某(供米安堵)言上状十一月日付	
カ	延宝九年(1681)	別雷皇大神宮 舎屋方 聖神寺 ^[四間、五間、高御作] 、同看坊屋 ^[三間、四間] 、同門 ^[八尺、五寸]	八月吉辰注進、賀茂注進雜記第六造営	
ヨ	宝永二年(1705)	上賀茂に在り、土人云う、もと大門村に在り、故に一名聖神寺村と號く、今此處に移る、延喜式七寺其の一也	山城名勝志卷第十 一愛宕郡一(大島武好編)	
タ	慶応四年(1868)	明治の初年に廢仏の令に接し神宮寺・聖神寺其の他の寺院淫祠を破却し佛舎、經巻、器具等焼却あるいは域外に出せり ^[經所は文久三年に破却]	・慶応四年社記仮付 ・京都府愛宕郡村誌 上賀茂村(明治44年)	閏4月1日～5月21日
レ	・明治七～九年(1874～79)頃 ・明治廿二年(1889)	① 一鳥居忌垣西端外れに二棟の建屋図が描かれ <u>小教院</u> と記されている。 ② <u>聖神寺跡</u> 一の鳥居の内、馬場の西南隅にあり、明治改正の時廃して古道館と号し学校となし又少教院となりしが明治廿二年に毀撤せり	・明治六年地租改正 時調上賀茂村限図 ^{*10} ・愛宕郡村誌上賀茂村(明治44年)	

(平成十八年九月 藤木文雄作成)

(II)草創・造立

社務記の弘仁十一年(820)の造立や天長二年(825)の縁起書置きは他の聖神寺に関する記録の出現が直後から俄かに増えることからみて先ず信じてよい。また、賀茂祭を中心とした斎院の制を定めるなど賀茂神社の王城鎮護の神としての位置付けの整うのも丁度この頃である。

る。造立は単なる賀茂氏の一寺院から延喜式に定める七ヶ寺に相応しい構えを整えるのが目的であろう。禰宜広友の縁起書置きもその一つ。

それでは朱鳥五年(690)の草創はどうか。次の理由からそれも強ち無稽とは思われない。

第一に元の県主、国造で後の郡大領クラスの地方豪族は一般に古墳時代の終焉直後の飛鳥時代から氏寺の建立を始めている上に、延喜式七ヶ寺に名を列ねる東西寺以外の五ヶ寺は、八坂寺(法觀寺)が八坂氏、野寺(常住寺)が秦氏、出雲寺が出雲氏、佐比寺が佐比氏と皆平安遷都以前に山城に勢力を樹立した氏族の氏寺に遡り、遺跡調査によってその創建は法觀寺が白鳳年代(7世紀後半)、野寺(常住寺)の跡とされる北野廃寺が推古朝初年頃(603)、また出雲寺も奈良時代前期を下らないとされる。広く葛野一帯の県主であった賀茂氏の聖神寺が同じ頃に創建されたとしても不思議でない。ちなみに大化改新で官社となつた賀茂社の最初の社殿が官司の手で當まれたのも天武六年(677)のことである(本朝月令所引・右官史記)。

第二に山城国愛宕郡は奈良時代半ば、下級官人や優婆塞・写経生などを輩出していることが指摘されていて(岸俊男「山背国愛宕郡考」「日本古代文物の研究」)その中心に出雲氏に並び鴨県主や同族の鴨禰^{かものねぎ}白髮部氏^{しらかみ}がいた。^{かものあがためしきろひと}鴨^{かもの}県主黒人、同道長、鴨禰^{かもの}白髮部防人などの名が正倉院文書に残っていて、それには年齢、本貫、浄行歴、師の名、読誦できる経名が書かれている(竹内理三他・日本古代人名事典)。すなわち、これらに選ばれるには資格のある師家の教えを受け多数の経巻を暗誦できなければならぬ。そのためには彼らの出身地の上賀茂の近辺(鴨県主黒人の本貫は賀茂郷岡本里)に教学施設のあることが必要である。それが神社から約600m東にあったと記録にある岡本里の岡本堂などであったと思われる。朱鳥五年草創の聖神寺もその条件を満たす。賀茂の地も早くより神仏習合が進んでいたのである。

勿論上の推定を証するには聖神寺の遺跡を比定し出土品の年代を確かめねばならない。

注1)朱鳥五年庚寅 紀年干支と歴年が一年ずれる。この頃は元嘉暦から儀鳳暦への切替え時期でその混乱をうけたか。

注2)禰宜男床 社務記は男床を初代禰宜とし大化二年禰宜に補し天長二年に卒するまで179年間在任したとするが「無生所、乘松枝自虚空飛来」と。賀茂注進雜記は弘仁二年の補任とする。これが系図諸本とも合う。賀茂神官鴨氏系図の鴨^{かもの}県主久治良の冠位大山下叙位や初代祝補任は大化五年頃と目され大化二年の補任は久治良の事歴を反映したか。

(III) 延喜式七寺の一・聖神寺

桓武天皇の平安遷都ののち、朝廷所定の勅願所には奈良の御願大寺に加えて平安京の諸寺が加わったがその一翼を担つたのが前記の聖神寺を含む延喜式七寺である(延喜式卷十一太政官及び卷三十三大膳式)。このうち東寺と西寺は桓武天皇が延暦十五年王城鎮護のために羅城門の東西に創建し、特に東寺は嵯峨天皇から空海に下賜され真言密教の根本道場とされいわば御願寺に等しい。この両寺以外の五ヶ寺は平安遷都以前に起源を持つ桓武天皇擁立の土着勢力の氏寺。聖神寺もその一つで賀茂氏の氏寺だった。

延喜式はこの七寺の御願諸法要との関わりを規定するが、これは前代からの先例を整理したもので関係の法要を記した前後代の諸記録の行事もすべて延喜式に集約されている。

延喜式所定の御願のうち聖神寺に関係のあるものは次の通りである。

イ) 大般若經会 大般若經を転読する法会。国家鎮護のため、東大寺、大安寺、薬師寺、元

興寺、興福寺などをはじめ顕密諸寺で盛んにおこなわれ、宮中でも春秋二季に行われた。

聖神寺はこの法会を修する廿ヶ寺の一に記録される(続日本後記承和四年四月廿五日条年譜ニ)。

口) 仁王会 鎮護国家のため百高座を設けて仁王經を読讀し災難を払う法会で、斎明天皇六年(660)を初例に奈良、平安時代に流行し年中行事化した。春秋二回、二月または三月と、七月または八月の吉日に恒例として行う春秋二季仁王会と、攘災のための臨時仁王会とがある。このほか天皇即位に行う一代一度の仁王会もある。年譜にあるのは一代一度の仁王会の例で、延喜式は近京諸寺これを行うと定める(延喜式第十一太政官)。陽成天皇の例は「京師御在所」より始めて聖神寺に至ると七ヶ寺全部であった(三代実錄元慶二年四月廿九日)。それが院政期の崇徳天皇になると東西寺と聖神寺の二ヶ寺(永昌記、人治元年正月廿九日条)、高倉天皇の場合は寺院以外の堂宇が増えて三十六堂のうち寺院は東西寺と聖神寺の三ヶ寺(兵鑑記嘉応元年十月廿八日条)と他の四寺が没落するなか東西寺に並び重用されている。

ハ) 益供 「およそ七月十五日盂蘭盆供養諸寺に送る、史をして検校せしむ、事は大膳式に見ゆ」(延喜式第十一太政官)と定め、大膳式は「七寺益供養料、東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺」として「寺別餅菜料の五十四品目を掲げ、大蔵省預が職内に幄を設けて弁、史各一人、史生二人、その事に専当して弁備す。生料は寺毎に大舎人を差す」と詳しく述べ、この条項によってはじめて七寺の具体名を知ることができる。

いうまでもなく盂蘭盆は盂蘭盆經にもとづいて七月十五日に祖先の靈を迎えて供物を供え經をあげる仏事で、推古天皇十四年(606)を初例として天平五年(733)から宮中恒例の仏事となった国家的祭祀。聖武天皇がはじめて大膳式に命じて盆供の準備をさせた、と書く続日本紀天平五年(733)七月五日条は延喜式の規定の先例である。西宮記(源高明撰、10世紀成立)は送り先に七ヶ寺のほか御願寺を加えていてこの頃から天皇の私的祭祀の色彩が出てきたことを示すが、時代が下るにつれて上級貴族にも拡がり貴族たちが個人で自己の菩提寺にも送り始め私的祭祀に重心が移ってゆく。

二) 聖神寺季料 「佛聖二座別日采料として、糯米一升以下十四品目を定め、右季別、月大小の隨に請いを受けて寺家に送入す」常住寺これに准ずと聖神寺を代表に書いている。

佛聖二座とあるので本尊は二躯とおもわれる。

以上、聖神寺は七ヶ寺の一寺として國家の祭祀を担い御願寺に準じる格式をもって遇された。平安遷都を決した桓武、それを永代の王城と定めた子の嵯峨両帝にとってこれらの土着氏族の氏寺は王権擁護の世俗的基盤であるとともに、この五ヶ寺で限る周辺地域が京師を直接守る靈的結界、即ち仏法による王城鎮護の境界でもあった。嵯峨天皇の時代、弘仁元年(810)賀茂斎院奉遣、同七年(816)飛鳥田、真幡寸両神社両社ともに現
城南宮折社を官社に列座、同十年(819)賀茂祭の中祀准擬と続き、最後に同十一年(820)補宜勇床の聖神寺造立を以って賀茂氏の携わる一連の神仏両面の鎮護国家体制が整う。(なお飛鳥田、真幡寸神社の祭神は前者が別雷神、後者がその儀仗の藤神。両社所在の飛鳥と真幡寸の両里は紀伊郡条里の壬生大路 10 条と 11 条に隣り合っており乙訓郡の東北郡界近くに接する。この位置関係から見る限り平安京の守護神というよりもむしろ長岡京時代にも鬼門鎮護とされた賀茂社を京城の近くの鬼門の地に分霊したのかとも考えられる)。

木)聖神寺と賀茂神宮寺　社伝には弘仁年間に賀茂神宮寺を創立したともいう。神宮寺についてはなお不分明の点が多く、聖神寺との関係も後考に委ねたい。

(IV) 寺領

イ) 米谷庄の寄進　貞觀六年(864)、太皇太后職は、摂津国河辺郡山本郷蕨野の勅旨田45町9反余を聖神寺の佛聖供燈油料として寄進した(年譜ホ・社務記、賀茂禰宜神主系図)。

この時期、賀茂社の財政は封戸や神田などに依存していて大化年間、祝久治良の時、神田一町八段と封戸14戸をはじめて賜って以後逐次加増があったとはいえ11世紀はじめの段階で封戸40戸と70戸余の神戸および神田4町歩を保有する程度で、この46町歩は抜きん出て広大である。(賀茂社がこれら律令的経済を脱して中世的な神領・莊園御厨を基盤とする莊園領主権を確立するのはさらに寛仁二年の愛宕郡四郷や寛治四年の不輸田600余町の寄進までの年月を要する)。その意味でもこの時期の米谷庄の寄進は異例である。これによって聖神寺は上記の延喜式大膳式からの供養料と相俟って七ヶ寺の格式を保持しうる財政基盤を確保したことになる。

注3)貞觀六年　年譜ワの永正四年の言上状には文徳天皇の夢想の告げによるとして清和天皇より一代遡る。

注4)太皇太后宮職　当時の太皇太后は淳和天皇皇后正子内親王(嵯峨天皇皇女879年薨去)

注5)勅旨田　古代、勅旨によって国司が国の正税を財源に空閑地、野、荒廃地などを開発した大規模な耕地の經營体。8~9世紀に盛行。延喜2(902)正税の使用停止を命じた。不輸租田で地主收入があったので皇族への賜田や寺社への施入が行われた。

注6)米谷庄　宝塚市米谷一丁目から壳布神社(祭神はもと貴布福大明神だったが享保年間式内壳布神社と比定し改記、同市壳布山手町一丁目)にかけての一帯。現地に15世紀頃の賀茂との往来の記録や16世紀の検地帳が残る[宝塚市社宝教育課]。

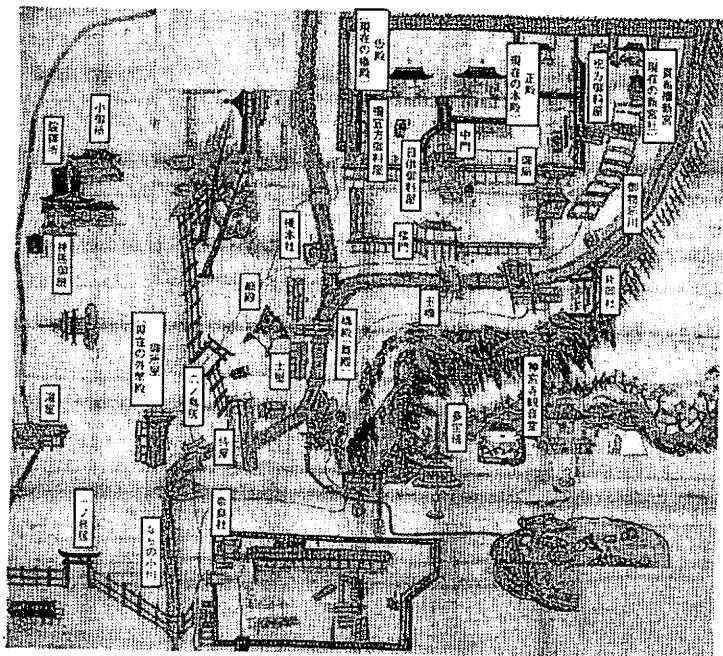
ロ) 宝徳三年賀茂別雷神社境内諸郷じからみ帳　室町時代中期の賀茂社の検地帳である。この中に年譜又に記載した合計一町余の寺領が記されている(須磨千顛・中世賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究)。延喜式大膳式の供養料の延滞と米谷庄の供米の貢納の衰微によって賀茂社膝下境内諸郷からの安定的な収納が必要になったことを反映するのであろう(年譜ワ・永正四年某言上状)。ただし、この寺領は神光院、妙観寺、正伝寺など他の神主の開基にかかる諸寺の寺領に比べて著しく少ない。乏しいながら米谷の灯油料と大膳式供養料が命脈を保っていたのか、あるいは聖神寺自体の衰微によるのかは不明であるがその両方であろう。またこれによって聖神寺は本堂のほかに中坊、西祖庵(尼寺)などの堂宇に分かれていたのではないかとおもわれる。なお、賀茂社の次の検地の天文十九年検地帳からはこれら聖神寺領の名は一切消え去る(年譜ル、文明五年親長卿記)。

なお、検地帳の河上郷は現京都市北区西賀茂、中村郷は京都市北区上賀茂岡本町東南から左京区下鴨の下鴨神社北辺までの一帯、小山郷は京都市北区小山の地。

(V)創建時の聖神寺はどこにあったか、いつ神社の境内に移ったのか

次ページ図1と図2を対比してみる。図1は鎌倉時代の境内図を室町時代に写したものといわれている。図2は明治6年の地租改正時に作成された村限図。図2の一の鳥居斎垣の西端にある小教院と記す二棟が明治の廢仏毀釈で聖神寺から転用されたものである(年譜レ参照)。聖神寺はそこにあった。これは、延宝九年(1681)注進の賀茂注進雜記第六

図1 賀茂別雷神社境内図(鎌倉時代)



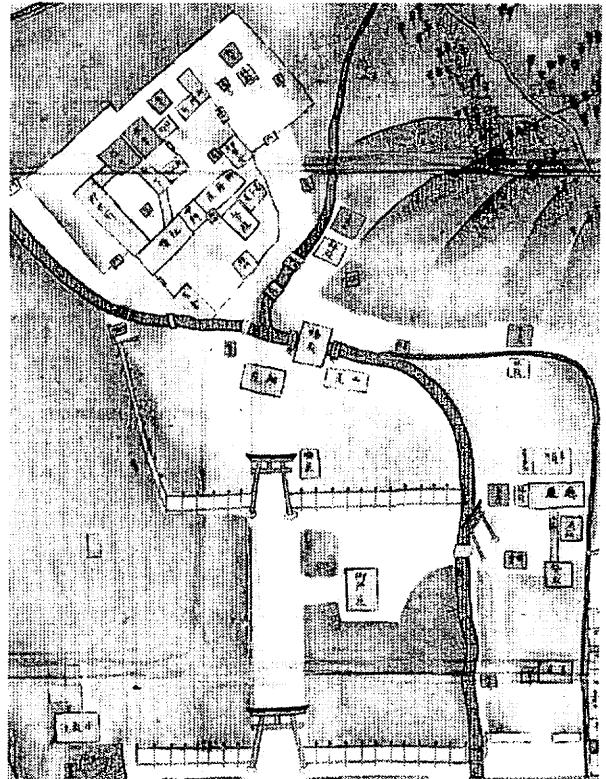
これが古聖神寺の所在を示す唯一の文献であるが残念ながら後代のしかも伝聞である点に弱点がある。しかし、私はその蓋然性はかなり高いと考える。大門村(大門、大門里)は大徳寺の北方、北は旧土居、東は大徳寺通に接する区域で、総門村(大宮総門口町、旧河上郷)の南。上賀茂神社宝徳三年(1451)じからみ帳に作人の在所として書かれるのが初見である。上賀茂社境内六郷の大宮郷に属し、天正十二年(1584)の賀茂氏人沙汰人の算用状に大門村が氏人惣中に懸け銭を上納した記録がありこの頃までは賀茂社の支配下にあった。愛宕郡四郷寄進の寛仁二年(1018)以降戦国末まで賀茂社の支配下であったことになる(太閤検地以降は大徳寺領となり門前、雲林院、上野、柴竹、大門の連帶が進み大徳寺境内五ヶ村と呼ばれた、須磨千穎・前掲書)。

もう一つの着目点は久我神社との関係である。久我神社は賀茂社の八つの摂社の最末社に位置付けられ、明治五年下鴨摂社の式内愛宕郡久我神社(祭神鴨建角身命)を合祀し

造営にも舎屋方に記載されている(年譜・カ)のでそのときも境内に在った筈である。ところが図1にはその姿はない。鎌倉時代にはどこか境内の外にあったもの(以下古聖神寺)が、延宝九年までに境内に移転したのである(以下新聖神寺)。

イ)古聖神寺の所在 宝永二年(1706)編纂の山城名勝志は「上賀茂に在り、土人云う、もと大門村にあり、故に聖神寺村と号く、今ここに移る」と書く(年譜・ヨ)。

図2 賀茂別雷神社境内図(明治初年村限図・部分)



て改称するまでは氏神社と呼ばれていた(京都府神社明細帳、京都府総合資料館蔵)。現在祭神は賀茂建津之身命とされるが江戸時代中期に岡本清茂の判断でそこに落ち着くまでは国常立命、天児屋根命、天太玉命、大物主命、武甕槌命など論者ごとに転々として定まらなかつた(泉谷康夫、式内社調査報告所引「尊号諸家之説・上賀茂神社蔵」)。また、社例では氏人中選任の社司は先ず氏神祝に直補された後順次欠員によって上位の社職に転任する次第転補の制があると書く(賀茂注進雜記第七社家)。しかし、鎌倉時代の記録には氏神社の補宜・祝と新宮の両職の名はなく後尾は澤田祝となつていて(文永六年正月賀茂社司解状・神主氏久以下社司十六名連署、吉継記・文永九年十月一日条交名社司。勅任でないか兼務か、欠員か)、鎌倉末の神主井関経久の嘉元三年遷官記に氏神社両官の名が出るのが初例である(氏神補宜定久、同祝重冬)。賀茂県主の氏神にしては社格も最末撰社と低く、祭神も不明確の上、社司も不在と、如何にも軽い扱いなのは不審である。私はこの氏神社は賀茂建津之身神などを祀るのではなく氏寺聖神寺の鎮守だったのでないかと考えている(本来賀茂社は一社で同じ祭神を両社で重複して祀ることはありえない、後世両社の独立性が強まって以降のことであろう片岡社の祭神も下社の主神玉依日女ではなく大正以前の事代主命か)。現久我神社境内の紫竹竹殿町の地は現在も紫竹大門町に大徳寺通を挟んで東西に接している。行政区画の変動の影響があるもののそこが大門村にあった聖神寺の境内の一部であったと考えるのに余り無理はなかろう。

とすれば土人(土地の人の意)の口承も強ち聞き捨てるべきではなさそうである。大宮郷の地は、寛仁二年に境内四郷に組み込まれて神郷となるまでもなく聖神寺草創の朱鳥年間には人化前代に賀茂氏が県主として支配していた伝統が当時まだ残っていたのではないかろうか(承和十一年<844>の太政官符・鴨上下大神宮四至の北限は梅原山、西限鴨川)。

□)新聖神寺への移転時期はいつか 聖神寺が上賀茂社の境内に移ったことを示す史料の初見は文明九年(1477)の長与宿禰記である。室町殿(將軍家)の競馬見物の棧敷をここに構えた(年譜・オ)。明治初めの絵図通りに新聖神寺の所在を一の鳥居忌垣の西端とすればそこは馬場本の馬出しの場所で競馬の出走を見るのは格好の位置である。勝負の見届けには少しく不便かもしれないが本坊の北側の看坊屋(留守居僧の堂屋)を用いれば可能であろう。聖神寺と書かず観音堂とあるが二座の本尊が観音菩薩なのでそう呼んだと思われる(聖神寺、聖観音像を安んず。山城名勝誌)。

前記の宝徳三年(1451)のじからみ帳(後の検地帳に同じ)に記す聖神寺は中坊や西祖庵(尼寺)などがあつて新聖神寺の姿と異なるのでこの時はまだ古聖神寺だったろう(年譜・ヌ)。

文明五年(1473)の飯尾加賀守の寺領横領を始めとする財政逼迫で本社に財源を依存せざるを得なくなつたことなども移転の引き金かも知れない(年譜・ル)。あるいは、文明八年(1476)の社司氏人間の抗争で河上郷にあった社司の拠る邸宅や瓦屋寺(西賀茂山ノ森)、神光院(西賀茂鎮守庵)等の堂宇の多くが襲われた時河上郷に接する聖神寺も焼失したとも考えられる。事由は複雑に絡む。移転は一応文明五年から文明九年の間と推定しておく。

このあと、永正四年(1507)の米谷庄供米の言上状(年譜・ワ)に見えるように収納が滞り勝ちとなり、それも太閤検地(1589)で退転し、さらに天文十九年(1550)の賀茂社検地帳から

は聖神寺領の名が消失しているように膝下寺領も失せ、全面的に本社に依存せざるを得ぬ事態となって江戸時代には恐らく延喜式の法要も事欠く程に衰微していただろう。

注 7) 親長卿記文明五年七月廿一日条(年譜・ル) 親長卿記は室町中後期の公卿、權中納言甘露寺親長(1424-1500)の日記。親長は賀茂伝奏も兼ねた。飯尾加賀守は室町幕府奉行人、為信々。寺社の訴訟の幕府の窓口でもあり職掌柄介入し易い立場。妙観寺は賀茂幸平の開基した寺。前神主市敏平は文明八年五月西賀茂で氏人の一揆側に他の社司一同と共に討取られた(系図)。一揆のとき親長、為信は役職柄、社司、氏人、朝廷、幕府の間に立ち事態收拾に当たった。

注 8) 文明九年(年譜・オ) 前年八月社司・氏人間の争乱で一社焼失した。新任の神主馬場弥久のもと、十一月仮殿造営を奏聞立柱したが、在京の社司達が約束の用脚の拠出を渋り事は一向に進捗しなかった。氏人達が業を煮やして再三伝奏(親長)や奉行(為信)に働きかけて社司を督励した結果、九年の三月諸卿詮議の末社司の奉行役数人を指定し分限に応じて用脚を拠出させ、神山の木を伐って用材に充てたりして漸く仮殿が造営されて社中が収まり神事祭礼執行に漕ぎ着けた(この経緯は蔵池直一「南柯記」に詳しい)。記録は観音堂の再建のことを記していないので焼失を免れた将軍を迎えるに相応しい唯一本格的な建屋だったかのかも知れない。それなら文明八年以前の移転となる。

注 9) 長与宿禰記文明九年五月廿二日条 五日の例が廿二日に延びた理由を、長与宿禰日記は、將軍家見物の申渡しがあったが、前年社司の裝束が焼失し新調が間に合わずにこの日に延びたと書いている。一方伝奏の親長は五日に、当日行われないのを聞き仔細尋ねべしとし、廿二日に行われたことを聞いて「室町殿の御見物の仰せで延ばしたと知つたが「道理が薄くなつた」と憤っている。長与日記には、この日の室町殿の見物は、前將軍義政、日野富子夫妻、將軍義尚夫妻、及び子息宰相中将で賛を尽くした様子を記す。

(VI) 終焉

延喜式七寺の格式と 1200 年の伝統に輝いた聖神寺も慶應四年の廃仏毀釈により他の賀茂社の寺院とともに仏舎、經巻、器具を焼却、売却してその歴史を閉じた(愛宕郡村誌年譜・レ)。

イ) 全国の動き ○慶應四年三月十七日 諸国神社の別当、社僧復飾、僧位、僧官返却。

○三月十八日 神社執奏を止む。但し神宮・賀茂伝奏は旧の通り。○三月廿八日 神社社頭の仏語を止め、仏像、仏具を除去。○四月廿二日 賀茂伝奏・奉行断絶。

ロ) 賀茂社の対応 ○四月廿八日 一社廃仏掛設置。○閏四月一日 社領内の念佛講、地藏

会、觀音講、詠歌を停止。○閏四月六日 寺号のある町名及び神山中の仏号を改称。

○閏四月十六日 供僧復俗、僧官返上書差出。○同十六日 仏像、梵鐘、仏器一切を売却仏師に鑄潰させる。○同年五月十七日 卷數献上を廢する旨届出(以上高木博志氏による)。

聖神寺の堂宇は辛うじて破却を免れ小教院として教室に転用されて残ったが明治廿二年毀撤した(年譜レ、愛宕郡村誌)。

(卷尾 平成十八年九月十八日)

付記 この二題の文を賀茂注進雑記講読抜書とした。平成十二年末から平成十七年末に掛けて同族の有志が集まって月一度同書の講読会を持ち、口語訳と注釈を付する作業を行った。筆者は全編の注釈を担当執筆したがこの過程で浮かんだ問題意識を掘り下げて折々に小文を認めてきた。この二題もその一連である。賀茂注進雑記の簡潔な記述に秘めた撰進者達の該博な学識に啓発され続けてきた。今更ながら先人の恩恵に敬意を表しなければならない。注進雑記こそ現在の私達の賀茂研究の原典であると断言しうる。最後に作業を共にし、刺激を与え続けた仲間に謝意を表する。なお、文献の一括掲出は紙幅の都合で省略し文中注記で補ったことをお断りする。